

## 浪江町農業委員会総会議事録 (令和5年5月定例会)

1 開催日時 令和5年5月22日(月)午後1時30分から午後2時28分

2 開催場所 浪江町役場 2階 202会議室

3 出席委員(10人) 欠席委員(1人)

会長	4番	佐々木 茂夫	(出)
会長職務代理者	1番	原田 良一	(欠)
委員	2番	鈴木 敬二郎	(出)
	3番	山本 幸一郎	(出)
	6番	小澤 英之	(出)
	7番	柴野 正男	(出)
	8番	菅野 富美恵	(出)
	9番	中野 弘寿	(出)
	10番	紺野 宏	(出)
	11番	神長倉 正満	(出)
	12番	若月 芳則	(出)

4 出席農地利用最適化推進委員(12人)

浪江地区担当	緒形 亘	苅野地区担当	横山 良男
浪江地区担当	川島 優	津島地区担当	木幡 一郎
請戸地区担当	脇坂 薫	津島地区担当	関場 健治
請戸地区担当	荒川 勝己		
大堀地区担当	桑原 泉		
大堀地区担当	遠藤 定郎		
苅野地区担当	藤田 一宏		
苅野地区担当	田中 静夫		
苅野地区担当	高田 秀光		

5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(所有権移転)	4件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(使用貸借権設定)	2件
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(地上権設定)	2件
議案第4号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し審議の件	1件
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件(所有権移転)	1件
議案第6号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件(使用貸借権設定)	2件

6 事務局職員

事務局長	金山 信一
事務局次長	渡邊 啓一
事務局係長	半杭 めぐみ
主事	西谷地 勝成
復興庁派遣	興梶 盛一

議長                    それでは、只今より 5 月定例会を開会いたします。

                          ただいまの出席委員数は 10 名でございます。また、推進委員数は 12 名でございます。定足数に達しておりますので、会議を始めます。まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりましたとおり 10 番紺野委員および 7 番柴野委員にお願いいたします。

                          それでは、議案の審議に入ります。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局                説明いたします。

                          (議案書にて説明)

                          以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長                    つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

荒川推進委員        はい、請戸の荒川です。今回の内容は、・・・さんと・・・さんの売買についてなんですけれども、こちらは親族間という事で、・・・さんのほうでは田んぼを管理することも出来ないという事で、近々浪江に戻って来る・・・さんのほうが買い取るというかたちで相談して決まったそうです。請戸のほうは未だ何もできない状態ですけれども積極的に参加して作業をしていきたいと言っていました。よろしくお願ひします。

議長                    事務局、地元推進委員の説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

                          (質疑無し)

                          質疑無しと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

                          (起立多数)

                          起立多数であります。よって、議案第 1 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。

                          つづきまして、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転 2 番について、推進委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会規則第 18 条の規定により、・・・推進委員の退席を求めます。暫時休議いたします。

                          (・・・推進委員退席)

                          再開いたします。

                          議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転 2 番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。  
(議案書にて説明)  
以上となります。よろしく願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

横山推進委員 はい、藤橋担当の横山です。5月19日の19時に電話しました。譲渡人の・・・さんは現在栃木県に避難して浪江に帰る予定は無いそうです。・・・さんも買ってくれる人を探したが見つからず、・・・さんの姉の子供が・・・さんで、現在・・・さんは浪江町加倉に在住しているそうです。加倉の・・・さんをお願いしたところ快く受けてもらったそうです。以上です。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第1号2番に原案のとおり承認を与えます。ここで・・・推進委員の入室を認めます。暫時休議いたします。

(・・・推進委員入室)

再開いたします。

つづきまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転3番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。  
(議案書にて説明)  
以上です。よろしく願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

和泉推進委員 はい、浪江地区担当推進委員の和泉です。よろしく願いします。こちら第3号の件、譲渡人・・・さんへの確認は直接5月17日に行いました。譲受人の・・・さんには、電話確認5月18日に行っております。譲渡人・・・さんの理由としては、高齢のため、所有農地の移転をしたいため、知り合いの・・・さんに売買するということでした。譲受人の・・・さんについては、現在千葉に避難していて、家族と共に浪江に帰還するため、農地付の物件をお知り合いの・・・さんから売買を受けるということでした。使い方としては畑として使うそうです。持って

いる機械としては豆トラで、管理をするということでした。地域との関係は、近隣の方々と話し合い、農作業に従事し堀払い等に積極的に参加するということでした。こちらのことよろしく審議お願いします。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第1号3番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転4番について、委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議規則18条の規定により、**・番**委員の退席を求めます。暫時休議いたします。

(**・**委員退席)

再開いたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転4番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。

(議案書にて説明)

以上です。よろしく願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

遠藤推進委員 大堀推進委員の遠藤です。5月17日に譲渡人の**・**さんに電話しました。そうしたところ、高齢になりましたので息子に任せることにしたのでよろしくお願い申し上げますということをお聞きしました。譲受人の**・**さんにも同じ17日の夕方電話が繋がりましたのでお聞きしました。一番としては、なぜ今回申請に至ったのかと言うと、父から言われたので受けることにしましたということでした。今後の農地はどの様に行きますかということで、以前も手伝いはしていましたが、今は帰還困難区域でありますから状況を見守っていくということでした。今現在は、避難は東京にしているそうです。ですから機械類は無いそうですから、実際解除になるとき考えるしか無いのかなど。親戚等の力を借りながらやっていきたいと言っておりました。最後に地域の農業者との関係を聞きましたところ、小さい時から大堀に住んでいて周りの方もみんな顔見知りを知っているし仲良くやっていきたいと言っておりました。以上でございます。

よろしく申し上げます。

議長

事務局、地元推進委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第1号4番に原案のとおり承認を与えます。

ここで・番・委員の入室を認めます。

暫時休議いたします。

(委員入室)

再開いたします。

つづきまして営農型発電による営農と設備設置の議案のため、議案第2号1番および議案第3号1番並びに議案第6号1番について関連がありますので、一括審議としてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしとの声がありました。それでは議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、使用貸借権設定1番および議案第3号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、地上権設定1番並びに議案第6号農地法第5条1項の規定による許可申請に対し審議の件、使用貸借権設定1番について一括審議といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

説明します。

(議案書にて説明)

説明は以上です。よろしくお願いいいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明ですが、幾世橋地区の担当の安部推進委員が本日都合により出席できないということで、申請者より聞き取りした内容を事前に連絡を頂いておりますので、事務局から説明をお願いします。

事務局

はい、安部推進委員よりお預かりしたものを代読させていただきます。議案2-1・3-1・6-1の申請内容について電話にて聞き取り調査を行いました。設定人の・さんには、5月17日13時30分頃電話にて聞き取り調査をしました。・さんは95歳の高齢にも関わらず対応をしていただきました。・さんは現在東京都内の息子さんと同居しており、浪江町には高齢のため戻らないということで、所有する農地について、家族内で営農型太陽光発電に貸そうかと相談して、特にお孫さんからの詳細説明を受けて決めたと言いました。議案2-1の申請者、被設定人である株式会社・の担当者である、株式会社・の・さんとは、5

月 18 日 13 時 10 分頃電話にて聞き取り調査をしました。ヒサカキの定植には、営農型ソーラーパネルの設置後となると冬になってしまうため、来年の 5 月頃予定しており、定植までの期間と定植後の農地管理は、株式会社・・・が行うと伺いました。また、契約期間が 10 年となっていますが、ヒサカキの栽培収穫は 10 年から 15 年出来るため、契約を更新継続する予定ですと伺いました。

議案 3-1・6-1 の申請者、被設定人である株式会社・・・とは 5 月 18 日 13 時 20 分頃電話にて聞き取り調査をしました。営農型太陽光発電設備については浪江町 2 か所に設置することは承知しております。パネルの枚数と詳細については、許可が下り次第株式会社・・・と株式会社・・・から説明してもらい、発電設備の管理も 2 社で行う事になっているということで理解していると伺いました。以上の聞き取り調査の結果、周辺農地への悪影響は無く、該当農地への営農型ソーラーパネル設置と同じヒサカキの栽培は問題ないと思います。という報告を頂いております。

代読は以上となります。よろしく申し上げます。

議長

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

鈴木委員

はい、2 番鈴木です。5 月 17 日の午後 会長・神長倉委員・事務局と現地調査を実施いたしました。営農型ですので土地の形状を変えることなく使用します。ここは元々田んぼなので雨水も水路に入って行く様にする予定になっております。また、復興組合からの要請もあった通り法面の草刈りですが、これは現地にて・・・と確認を取ったところ、・・・と、それから兄弟会社、先ほどの農業法人が責任を持って実施すると確約を得ております。特に問題は無いと思いますがご審議をよろしく申し上げます。

議長

事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決はそれぞれ起立により行います。始めに議案第 2 号 1 番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第 2 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第 3 号 1 番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第 3 号 1 番に原案のとおり承認を与えま

す。

つづきまして、議案第6号1番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第6号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、営農型発電による営農と設備設置の事案のため議案第2号2番及び議案第3号2番並びに議案第6号2番について関連がありますので一括審議として宜しいでしょうか。

(異議なし)

異議なしの声がありました。

それでは議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、使用貸借権設定2番及び議案第3号の農地法3条の規定により許可申請に対し審議の件地上権設定2番並びに議案第6号農地法第5条第1項の規定により許可申請に対し審議の件、使用貸借権2番について一括審議といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

説明します。

(議案書にて説明)

説明は以上です。よろしく願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

横山推進委員

立野地区担当の横山です。5月16日18時に電話を入れましたが、不審電話だと思われ電話には出てもらえませんでした。メッセージを入れ・・・さんから連絡をもらいました。紹介者の・・・は、・・・さんの裏側に、同じく太陽光発電の設備があり、そういう関係で・・・さんと関係を持ち、それで紹介とのこと。18日に、千葉県・・・さん、・・・の・・・さんにも電話を入れましたが、事業のことは・・・に委託してあるので詳しくは分かりませんということで、再度・・・に電話を入れたところ、榊に付いては74本、太陽光に付いては10キロから50キロ程というような説明を受けました。以上です。

議長

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

鈴木委員

2番鈴木です。5月17日の午後、先ほどのメンバーに加え横山推進委員と現地調査を実施いたしました。営農型ですので、当然土地の形状を変えることなく使用します。雨水は自然地下浸透ですが元々畑なので特に問題は無いと思います。1・2の土地は設定人と同じ所有者ですので近隣への影響を及ぼすことは無いだろうと思います。

ただ、現地に行って会長から指摘があったのですが、申請地の残地がですね、・・・さんの畑なんです、不整形となってちょっと使い勝手が悪いということがありましたが、これについては所有者が承諾しているので、やむを得ないのかなと思いました。特に問題は無いと思いますのでよろしくお願いします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長 はい、9番。

中野委員 9番中野です。調査状況報告書の中で私の名前が入っているわけですが、質問した事にちゃんと答えてないで、ちゃんと承諾したような嘘が書いてあります。そんなところが俺許せない。だから他の地区もそういう風にやっているのかなと感じて私は賛同しておりません。担当者が来たので質問しました。その中で回答が、俺が求めている回答が得られていない。ましてや、ちょっと問題あるよということを行っているのに対して、余計おかしいよなあ。確かに会社案内資料を見せて頂きました。それだけであって、先ず質問したのが、原子力発電所と同じようにトイレがない。そういうものを俺は認めないよと。それから過去において、全国各地でパネルを集積処理している部分で火災が起きている状況についても質問をしています。それだってまともな回答を得られていません。そしたら再利用します。SDG s です再生しますよ、とそういう風に行っている工場をちゃんと紹介されていません。それで良いのかなと。まあ、法的には問題は無いと思えますけれども、政府が認めているから本当に正しいのかと。原子力発電所と同じでしょ。海洋放出と同じでしょ。そういうことを考えて私は賛同できません。以上です。

議長 そのほかにご質問ありませんか。

9番の賛同できませんという意見がありましたがその他に意見ありますか。意見が無いようですので採決はいかがにしますか。採決にしてよろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

はじめに、議案第2号2番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第2号2番に原案の通り承認を与えます。

つづきまして、議案第3号2番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第3号2番に原案の通り承認を与えます。

つづきまして、議案第6号2番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第6号2番に原案の通り承認を与えます。

つづきまして、議案第4号農地法第4条第1項による許可申請に対し審議の件、1番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明します。

(議案書にて説明)

説明は以上です。よろしく願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

和泉推進委員

浪江地区担当和泉です。こちらは議案1-3号・・・さんと同じ方になりますね。現地調査には5月17日に2番の鈴木委員と11番神長倉委員と共に現地調査をいたしました。・・・さんの聞き取りは5月17日現地調査に立ち会った際にお聞きいたしました。転用理由としては、先ほどの1-3の・・・さんへ農地と共に自宅を売買する際、駐車場で使っている進入路が畑地だった為農地転用の申請をするということでした。畑地を宅地に使っていた件については、先ほど説明にもありましたが、4-12の顛末書に記載されています。現地調査の際は不動産会社の方も立ち合い、境界杭などもしっかり打ってあって、境界敷地等が分かる状況になっていたので問題ないかと思えます。農地転用後は、ここは、水は使わないとのことなので大きな問題は無いと思えます。以上になります。

議長

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

鈴木委員

2番鈴木です。5月17日午後、会長、神長倉委員、和泉推進委員、事務局と現地調査を実施いたしました。申請地は顛末書にもあるように現状通り宅地として使用するものでありまして、近隣に支障を及ぼすということは考えにくく、雨水もですね、従来通り東側水路に排水するものと思われしますので特段問題ないかとふうに考えております。宜しく審査の程お願いします。

議長

事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑なしと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。議案第4号1番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第4号1番に原案の通り承認を与えます。

つづきまして、議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対す

る審議の件、所有権移転1番について事務局の説明を求めます。

事務局           はい。議案書5-1ページをご覧ください  
説明します。  
(議案書にて説明)  
説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

議長             つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

和泉推進委員    はい、浪江地区担当の和泉です。こちらは5月18日に現地調査を行いました。譲渡人の・・さんには5月18日電話確認をいたしました。譲受人の・・さんは、5月17日現地調査の際に立ち会って頂きました。こちら、・・さんの理由としては、高齢になり浪江町には戻らず農業もやる予定は無いため・・さんへ譲渡すそうです。こちら現地調査の際、・・さんから説明を受けましたが、こちら雨水に付いては、自然浸透シートを使い、敷地内に水は流すそうなので周りに影響は与えないそうです。周辺農地についても他に農地が無いような状況でしたので大きく影響はないと思われます。審議の程よろしくお願ひいたします。

議長             つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。はい。2番。

鈴木委員        2番鈴木です。5月17日午後、会長、神長倉委員、和泉推進委員、事務局で現地調査を実施いたしました。第三種農地なので、周辺は宅地ですので特に影響を及ぼすことは無いと思ひますという風に思われます。先ほどあつたように雨水も従来通り自然浸透ですので特に問題は無いと思われます。審議の程よろしくお願ひいたします。

議長             事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、10番。

紺野委員        10番紺野です。気になつた事が1点。5-15ページご覧ください。ここの中に製品保証が12年と書いてあつてですね、今回これが恒久転用なんですね、12年ばかりで本当に間に合うのかなと思つたっていうのだったんですけど、どうなんでしょうか。

議長             資料説明について事務局。  
休議いたします。  
それでは再開いたします。事務局より再開いたします。

事務局

はい。ご質問頂いた製品保証が12年と短いということに付きまして、申請者である株式会社・・・のほうにどういった取り扱いで、どういった申請内容になっているのか確認をとりまして、後ほど、後日ですね、文書で皆様にお示しさせて頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長

その他にご質問ありませんか。質疑なしと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第5号1番に原案の通り承認を与えます。

以上で本日上程されたすべての議事が終了しましたので、本日の定例会を終了します。

令和5年5月22日

開始時刻 午後1時30分

終了時刻 午後2時28分